資料１

「住まいの相談窓口」の現在の対応状況

１　受付件数８件（平成 29 年３月７日現在）

２　相談内容と経過

①1月25日受付

・ 借地権の権利関係について

土地の借地権により建築した住宅が現在空き家になっているため、解体して土地所有者に借地権を返還したいと思っている。

法律的な相談をしたい。

⇒　協定団体である神奈川県弁護士会につなぐ。
円滑な話し合いを進めるため、継続相談中

・ 建物の解体費用の見積もりについて

住宅を解体する場合の見積もりを取りたいがどこか紹介してほしい。

⇒　神奈川県に登録されている解体事業者リストを情報提供

②2月3日受付

・ 賃貸契約時の連帯保証人の必要性について

戸建住宅を賃借する手続きを行っている。不動産仲介業者を介し契約書の作成段階にきているが、所有者より連帯保証人を立てることを求められている。代理人に相談し、保証会社で対応したいと打診したが、所有者の合意が取れない。どうすればよいか。

⇒　市が間に入るのは不可能である。連帯保証人ではなく別の形で対応できないか､仲介業者を通じて所有者に要望してはどうかと回答。
また、協定団体である「かながわ住まいまちづくり協会」につなぐことにより、連帯保証人が必ずしも必要でない物件が紹介できる可能性がある旨を回答。（神奈川県あんしん賃貸支援事業の紹介等）

③2月 16 日受付

・ 空き家の処分に係る市の助成金について

父が亡くなったことに伴い、父が所有する不動産（被相続人居住用家屋ではない）が空き家となった。処分したいが、市の助成金はあるのか。また譲渡に伴う制度について知りたい。

⇒　現状空き家解体に伴う市の補助金制度はない。更地にして売却する場合についても、被相続人居住用家屋ではないため、空き家発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の３，０００万円控

除）の対象外である。神奈川県に登録されている解体事業者リストを情報提供

④2月 16 日受付

- **トイレの照明について**

トイレの照明が壊れてしまった（電球切れではない）が問合せできる業者を教えてほしい。

⇒　住まいの相談窓口の協定団体では対応できないため、市では特定の業者を紹介はできない。地元の自治会に問い合わせれば、地元の電気屋を紹介いただける可能性がある。また電話帳等で調べても良いのではないか。

⑤2月 16 日受付

- **住宅リフォームの助成金について**

築70年の戸建に住んでおり、リフォーム又は、解体後再建築を予定しているが、市の補助金はあるか。

⇒　まず、市の制度でリフォームについては、生活弱者向けの制度以外については、耐震診断、耐震改修のみ

また解体に伴う補助につきましては実施していない

耐震診断、耐震改修の補助金説明を希望したため、建築指導課につなぐ

⑥2月 23 日受付

- **新耐震物件の耐震診断について**

新耐震物件の戸建に住んでいるが、耐震診断費用の相場が知りたい。

⇒　市で相場については答えられない。あくまで参考として、旧耐震物件に係る耐震診断を市の補助制度利用し実施した場合の費用について情報提供。

⑦3月1日受付

- **個人での空き家活用について**

仕事の関係で平成29年4月1日より、茅ヶ崎市に転居予定。二人で居住用家屋県仕事場（小～中学生対象の教室）として活用したい。

⇒　空き家活用等マッチング制度については個人での登録不可のため、住まいの相談窓口を通じて協定団体に繋いだが、協定団体で空き家紹介は現時点で実施できない（今後検討）との回答があった。相談者には市場で貸家を借りていただくように、お願いした。

⑧3月2日受付

- **外国人の DV 及び住まい相談（日本語が片言であり情報が誤っている可能性あり）**

  平成28年8月に DV が原因で離婚したが、現在も同居している。家を出たいため、賃貸住宅の紹介をしてもらいたい。また DV の相談先についても教えてもらいたい。

  ⇒ DV については、市男女共同推進参画課を通じて市の相談先を紹介した。（一次保護可能）また、県 HP 記載の外国語による DV 相談先を紹介した。

  相談者の時間の関係で、住まいの相談については、次回来庁時に案内を約す。

茅ヶ崎市

「住まいの相談窓口」開設のお知らせ

こんなことで、困っていませんか？

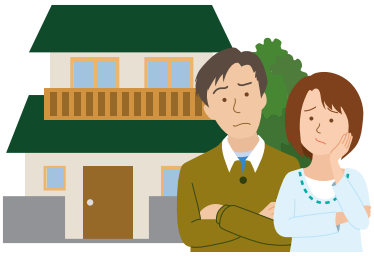

住宅（住まい）に関して悩んでいる

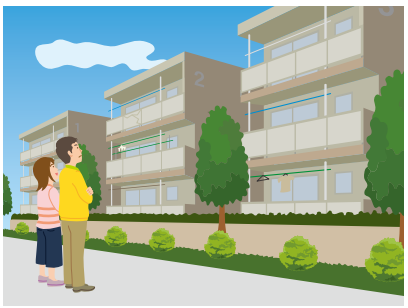

住む家に困っている（探している）

家を新しく建てたい（新築）

家を建て替えたい（建替え）

家をリフォームしたい（リフォーム）

市の担当職員が、あなたの要望やお悩みをお伺いし、
適切な部署、機関へおつなぎします。お気軽にご相談ください。

受付場所　：茅ヶ崎市役所　本庁舎3階　都市政策課窓口（茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号）
受付時間　：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:00
問い合わせ：都市政策課　電話：0467-82-1111（内線2344）
FAX：0467-57-8377
メールアドレス：toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

みなさんの快適な住まいや住環境づくりを応援します。
まずはお気軽にご相談ください！

例えばこんなことでお困りではないですか？

住宅（住まい）に関するご相談

○家の相続、借地等に関する手続きが分からない
○住宅ローンを組みたい
○家の耐震性が心配
○病気で家賃が払えない　等

住宅の供給・紹介に関するご相談

○市営住宅のことを詳しく知りたい
○1人で住宅を探すのは不安
○高齢を理由にアパートへの入居を断わられた
○住む家をどう探せばよいか分からない　等

建物の新築に関するご相談

○新築を建てるにあたり、専門家に相談したい
○新築に関する市の税制優遇、
　助成制度の種類や内容を知りたい　等

建物の建て替えに関するご相談

○建て替えにあたり、専門家に相談したい
○建て替えに関する市の税制優遇、
　助成制度の種類や内容を知りたい　等

建物のリフォームに関するご相談

○バリアフリー化を検討したい
○耐震化を検討したい
○トイレを水洗化したい
○税制優遇や助成制度について
　詳しく知りたい　等

以下の団体とは茅ヶ崎市が協定を締結しており、個別に相談することが可能です。各団体へは茅ヶ崎市が相談者をお繋ぎしますので、まずは「住まいの相談窓口」までご相談下さい。

①公益財団法人 かながわ住まいまちづくり協会
②公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部
③公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部湘南支部
④神奈川県弁護士会
⑤神奈川県土地家屋調査士会
⑥一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会茅ヶ崎寒川支部
⑦一般社団法人 茅ヶ崎建設業協会
⑧一般社団法人 家財整理相談窓口
⑨神奈川県司法書士会

制度の開始時期：平成２９年１月２５日～